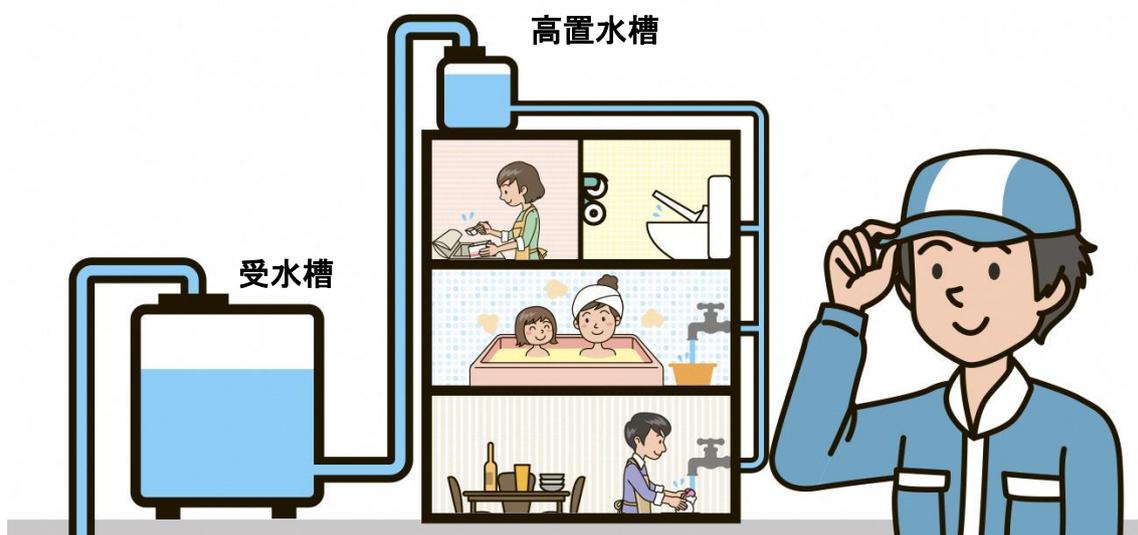


貯水槽水道の衛生管理



八幡市では、貯水槽水道の衛生管理の向上を図るために「八幡市貯水槽水道管理指導要領」を定めています。

このパンフレットは、その衛生的な管理についてまとめたものです。

 八幡市上下水道部上水道課

貯水槽水道とは？

ビル、マンション、学校等の大きな建物では、水道水を一旦受水槽※₁に貯めて、ポンプを使って給水している場合があります、このような水道を「貯水槽水道」といいます。

次の場合は貯水槽水道には該当しません。

- ・ 全く飲み水として使用しない場合
- ・ 受水槽に貯める水の全部又は一部が水道水以外の場合

※1 受水槽

給水管（水道管）からの水道水が最初に入る水槽が受水槽です。受水槽はFRP（ガラス繊維で強化されたプラスチック製品のもの）、鋼板、ステンレス鋼板等で作られています。

受水槽は、昭和50年の建設省告示で周囲と上下が容易に点検・管理できるもの（床置型受水槽）を設置することが決められています。

それ以前に設置された受水槽のうち、マンションの地下を利用したものや地下に埋設されたもので、周囲の点検（6面点検）ができない地下式受水槽は、受水槽の点検、管理が容易にできないため、汚染部位の発見が遅れる場合がありますので、十分な注意が必要です。

貯水槽水道の種類

貯水槽水道は水槽の有効容量※₂により、2種類に区分されます。

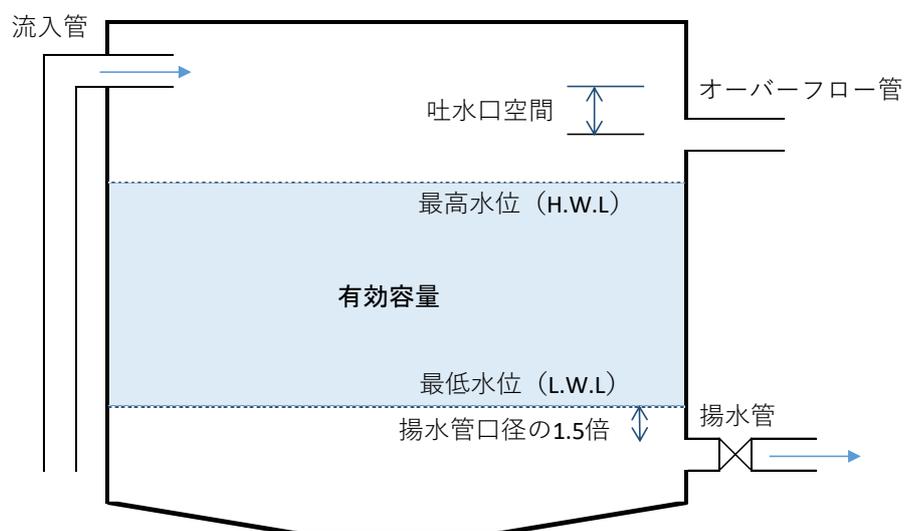
簡易専用水道 受水槽の有効容量が10m³を超えるもの

小規模貯水槽水道 受水槽の有効容量が10m³以下のもの

※2 有効容量

受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。

なお、高置水槽の容量は含みません。



貯水槽水道の水質責任

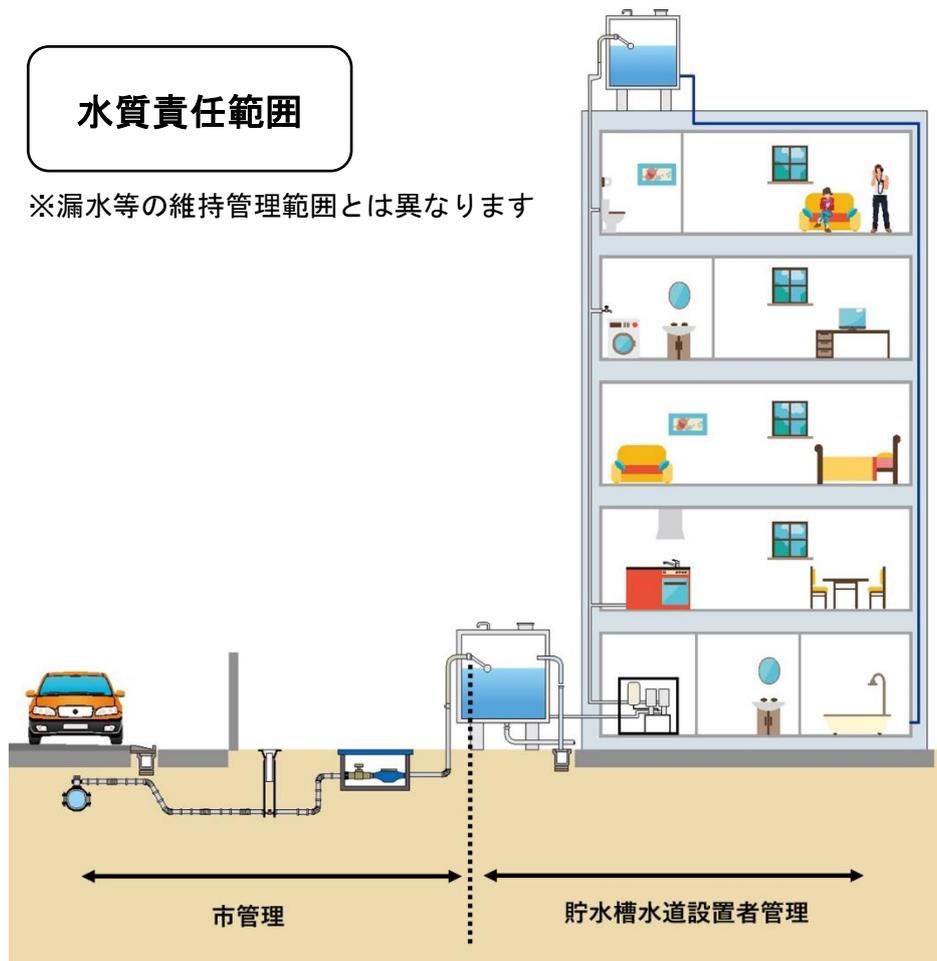
水道法では、市が水質の責任を負う範囲を、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する蛇口から出る水までとしています。つまり、市は「直結式給水」では蛇口から出る水まで、「貯水槽水道」（受水槽式給水）では、受水槽に入る前までの水質の責任を負っています。そのため、「貯水槽水道」の場合、受水槽から蛇口までの管理は、設置者が責任を持って行わなければなりません。

定期的な清掃や管理が十分に行われていない場合、水質劣化や衛生上の問題が生じ、その水道を利用する人の健康や日常生活に影響を及ぼすおそれがあります。

設置者は、飲用等による健康被害等を未然に防止するために、衛生的で安全な水の供給に努める必要があります。

水質責任範囲

※漏水等の維持管理範囲とは異なります



引用：水道PRパッケージ

必要な衛生管理

1 受水槽の清掃

受水槽の清掃は、毎年1回以上、定期的に行ってください。

2 施設の点検等

受水槽の点検を行う等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じなければいけません。

点検場所	点検項目	頻度
水槽周囲の状態	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと	1回/月
水槽本体の状態	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと 水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されていること	1回/月
水槽内部の状態	掃除が定期的に行われていること	1回/月
水槽マンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、衛生上有害なものが入らないこと 点検を行う者以外の者が容易に開閉できないこと	1回/月
水槽オーバーフロー管の状態	管端部の防虫網が確認でき正常であること	1回/月
水槽通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと 管端部の防虫網が確認でき正常であること	1回/月

※受水槽を衛生的に管理するためには毎月定期的に点検することが望まれます。また、台風や地震の後は必ず点検しましょう。

3 定期検査

設置者は、毎年1回以上定期的に、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければなりません。この検査では、施設の衛生状態や図面・書類などをチェックします。

主な検査内容は次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①水槽等の外観検査：水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査②書類検査：設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査③水質検査：給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査 |
|--|

設置者は、検査結果を速やかに市に報告してください。

4 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理記録は3年間保存しましょう。施設の図面や過去の管理記録があると、施設の改修や更新をする際に大変役に立ちます。

市への届出

次の場合は、市に報告が必要です。

- 新たに貯水槽水道を設置するとき
貯水槽水道設置報告書
- 設置報告書の内容を変更しようとするとき
貯水槽水道構造等変更報告書、貯水槽水道氏名等変更報告書
- 貯水槽水道を休止・廃止したとき
貯水槽水道休止（廃止）報告書
- 水質基準値を超える汚染が判明したとき
水質検査結果の報告
- 給水停止（水道事故）が発生したとき
給水停止（水道事故）報告書
- 定期検査を受検したとき
検査結果報告書（写し）

汚染事故等が発生したとき

水質に異常を認めるときや、給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、次のような措置を取らなければいけません。

- 水質に異常を認めるときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- 給水された水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、直ちに給水を停止し、関係者（使用者など）に周知する。

また、水質の異常のほか、事故が発生した場合は速やかに市に連絡し、その指示に従ってください。

八幡市貯水槽水道管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、八幡市上水道給水条例第21条の2及び第21条の3の規定に基づき、飲料水の安全性を確保するため、貯水槽水道の適正な管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 貯水槽水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。

(2) 簡易専用水道

水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が10m³を超えるもの。

(3) 小規模貯水槽水道

貯水槽水道のうち、有効容量が10m³以下の受水槽を有する給水設備。

(4) 設置者

貯水槽水道を所有する者、又は、維持管理の責任を有する者。

(5) 登録検査機関

法第34条の2第2項に規定に基づいて国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関。

(6) 水質検査機関

法第20条第3項の規定に基づいて国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関。

(7) 利用者

貯水槽水道から給水を受ける者。

(管理及び水質検査等)

第3条

(1) 報告等

(ア) 貯水槽水道の設置者は、貯水槽水道による給水を開始しようとするときは、市長に報告しなければならない。(第1号様式)

(イ) 前号の規定により報告を行った者は、報告事項に変更を生じたとき、(第2号様式、第3号様式)又は、当該貯水槽水道を休止及び廃止したときは、(第4号様式)速やかに市長に報告しなければならない。

(ウ) 設置者は、貯水槽水道使用開始前に市長が指定した水質検査を水質検査機関等で実施して、検査結果を市長に報告し、水質に異常が無いと認められなければ飲用に使用してはならない。

(2) 管理及び水質検査

貯水槽水道により給水する場合、市の水質責任範囲は受水槽への注水口までとし、それ以降については設置者の責任とする。受水槽及び給水設備の維持管理を設置者の責任で行い、常に受水槽以降の保全に万全をはかること。

(ア) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

(イ) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(ウ) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)に掲げる事項のうち必要なものについて、環境大臣の定める方法により水質検査を行うこと。

(エ) 毎年1回以上定期に、地方公共団体の機関又は登録検査機関による検査(以下、「定期検査」という。)を受けること。原則として、貯水槽水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査を受けること。また、定期検査結果を市長に報告すること。

(3) 汚染時の対応

(ア) 異常時の水質検査

第2項(ウ)の検査の結果、水道法に基づく水質基準値を超える汚染が判明した場合には、市長へ報告すること。

(イ) 水道事故(給水停止)、危険周知措置等

供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、

その水を使用することが危険である旨を関係者に周知するとともに市長へ報告し指示を受けること。
(第5号様式)

(ウ) 原因調査等

汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

(4) 帳簿書類等の備付け及び保存年限

設置者は、別表の中欄に掲げる帳簿書類等を備え、当該右欄に掲げる期間保存すること。

(指導)

第4条

(1) 指導

市長は、設置者に対し次に掲げる指導を行うものとする。

(ア) 設置者、登録検査機関等の協力を得て、対象施設の管理状況の把握に努め、検査結果等に基づく指導

(イ) 定期検査の受検に関する指導

(ウ) 未報告設置者に対する報告等の指導

(エ) その他貯水槽水道の維持管理のために必要な事項

(2) 立入検査

市長は、設置者から貯水槽水道に関する事故の報告を受けたとき、定期検査の結果、衛生上問題があると認められる場合その他貯水槽水道の適正な管理を確保するために必要があると認めるときは、施設の立入検査を行うものとする。

(3) 簡易専用水道に関する指示等

市長は、貯水槽水道のうち簡易専用水道については法の定めにより次のとおり指示等を行うことができる。

(ア) 簡易専用水道の管理が厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を取るべき旨を指示することができる。

(イ) 簡易専用水道の設置者が、前号の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

附則

1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

2 八幡市簡易専用水道管理運営指導要領（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附則 この要領は、令和6年11月25日から実施する。

別表

1	貯水槽水道設置報告書（建築物の位置図、受水槽、高置水槽の配置図及び構造図、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図を含む）	永年
2	給水設備の系統図	永年
3	管理状況の定期検査に関する記録	3年
4	水槽の清掃に関する記録	3年
5	点検・整備の記録	3年
6	水質検査結果の記録	3年
7	給水停止措置の記録	3年
8	給水の水質に関する事故の記録	3年

令和7年1月

八幡市役所 上下水道部 上水道課

京都府八幡市八幡高畑1-1

TEL 075-983-5328

FAX 075-983-7671